

社会医療法人アソリー・デュナソ会
深川第一病院 訪問リハビリテーション そよ風
指定訪問リハビリテーション (指定介護予防訪問リハビリテーション)
運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条

社会医療法人アソリー・デュナソ会が開設する指定訪問リハビリテーション (指定介護予防訪問リハビリテーション) (以下「事業所」という) の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問リハビリテーション (指定介護予防訪問リハビリテーション) 事業 (以下、「訪問リハビリサービス」という。) は要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、適正なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営方針)

第 2 条

- 1 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 訪問リハビリサービスの実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 訪問リハビリサービスの実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 訪問リハビリサービスの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第 3 条

訪問リハビリサービスの提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第 4 条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 事業所名 社会医療法人アソリー・デュナソン会
深川第一病院 訪問リハビリテーション そよ風
- (2) 開設年月日 令和6年2月1日
- (3) 所在地：北海道深川市あけぼの町1番1号 深川第一病院内
- (4) 電話番号(深川第一病院共通) 0164-23-3511
(事業所携帯) 090-3111-1165
FAX 番号(深川第一病院共通) 0164-22-7176
- (5) 介護保険指定番号 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)
(0117411306号)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師：常勤1名(兼務)
定期的な診療のもと、リハビリテーションの目的や、そのリハビリテーションの留意事項などを含めた適切な指示を行う。
- (2) 理学療法士・作業療法士：常勤1名以上
医師の指示及び訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画・計画書を作成。必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：月曜日～金曜日
祝祭日と下記の日にちを除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- ・1/1～1/5 (お正月休み)
 - ・8/1 (法人設立記念日)
 - ・8/15 (お盆休み)
 - ・12/30～12/31 (年末休み)

事業所のやむをえない都合等により提供が困難な場合は曜日を限定して提供することがある。

- (2) 営業時間：8時45分～17時00分
- (3) 必要に応じて上記サービス提供日及び営業時間を変更する場合がある。
- (4) 災害時、悪天候時の対応について：災害時又は悪天候時(豪雨・降雪等)における主要幹線道路の通行規制等で、訪問の困難な場合はご利用の中止をお願いすることがある。

(事業の内容)

第7条

訪問リハビリサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)。
- (2) 訪問リハビリサービスは、医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なりハビリテーションを提供する。
- (3) 理学療法士又は作業療法士は、訪問日や提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(利用者負担の額)

第8条

1 訪問リハビリサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。

2 次条に定める通常の訪問リハビリサービスの実施地域を超えて行う訪問リハビリサービスに要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

・ 事業所から片道概ね1kmにつき…………… 110 円

3 前項の交通費の徴収に際しては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用についての説明に伴い利用者の同意を得ることとする。

4 サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じてキャンセル料を請求する。

- | | | |
|----------------|-------|------|
| (1) 前日までに連絡の場合 | …………… | 不要 |
| (2) 当日の連絡の場合 | …………… | 50% |
| (3) 連絡のない場合 | …………… | 100% |

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の訪問リハビリサービスの実施地域を以下のとおりとする。

深川市、妹背牛町

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第 10 条

1 事業所は、訪問リハビリサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する訪問リハビリサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する訪問リハビリサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 11 条

1 事業所は、訪問リハビリサービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする

2 事業所は、提供した訪問リハビリサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。

3 事業所は、提供した訪問リハビリサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条

1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を予め書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条

1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じること。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のために研修を定期的に行うものとする。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を定めるものとする。
- (5) 事業所は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報ものとする。

(感染症や災害に関する事項)

第 14 条

1 事業所は感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制でも早期の業務再開を図るため、訪問リハビリサービスを提供出来る体制を計画し策定を行うものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第 15 条

- 1 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないものとする。
- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条

- 1 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、訪問リハビリサービスに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人アンリー・デュナン会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、2024 年（令和 6 年）2 月 1 日から施行する。

この規定は、2024 年（令和 6 年）6 月 1 日に変更し施行する。
この規定は、2024 年（令和 6 年）11 月 1 日に変更し施行する。